

## 小金井市

## 福祉総合相談窓口

むりょうそうだん  
無料相談

- ◆ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての方が対象です。
- ◆ 生活上のさまざまな不安や課題を受け止める福祉の総合相談窓口です。
- ◆ 本人、家族、関係者、どこに相談したらよいか不明な方、お気軽にご相談ください。  
相談員(地域福祉 コーディネーター)が相談に応じます。まずは電話で相談の予約をお願いします。

## 例え

- ・失業後、なかなか仕事が見つからず、家賃が払えない。
- ・ひきこもりの家族がいる。将来のことが心配。
- ・計画的にお金が使えず、生活に困ることがある。
- ・住むところがない、失うおそれがある。
- ・税金を滞納している。

受付時間	8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	休日窓口	原則第1日曜日 9:00～13:00 (市役所の休日窓口第1開庁日に準じます)
電話	042-386-0295	FAX	042-386-1294
所在地	小金井市本町5-36-17 (小金井市社会福祉協議会内)	メール	koganei-jiritsu@joy.ocn.ne.jp

## 主な事業内容

## ◆福祉総合相談(生活困窮者自立相談を含む)

生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。  
適切な支援と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行います。複合的な課題については、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

〈住居確保給付金の支給(家賃補助)〉

離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失った方または失うおそれのある方に、原則3か月間(最長9か月間)、家賃相当額(上限あり)を支給します。  
収入基準額等の支給要件があります。

〈家計改善支援〉

日常のお金の使い方を見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるように支援します。  
要件に該当する場合は、公的制度や貸付など他制度も紹介します。

## ◆ひきこもり相談

## ◆地域活動支援

地域共生社会の実現に向け、地域の資源との連携やネットワークづくりなどの地域活動を支援します。 ※ この窓口は小金井市が設置し、小金井市社会福祉協議会が運営を受託しています。

## 小金井市居住支援相談窓口開設

小金井市より受託し、住居確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等)が住まいを探すための支援を目的として、居住支援相談窓口を7月1日より開設しました。  
住まいが見つからずにお困りの方など、住まい探しに関する相談があればお気軽にご相談ください。

受付時間	8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	所在地	小金井市本町5-36-17	相談・問合せ	福祉総合相談窓口
------	----------------------------	-----	---------------	--------	----------

## 居場所プロジェクト in KOGANEI

1か月に1度、2時間ですが、自由に話したり、聞いたり、同じ空間で過ごす居場所です。

市内・市外問わず、年齢も問わず、当事者だったらどなたでも参加できます。

日時	15:00～17:00 毎月第1火曜日
対象	ひきこもりがちな方、不登校を経験した方、生きづらさを感じている方
参加費	無料(初回のみ予約)
開催場所	小金井市社会福祉協議会2階会議室
申込・問合せ先	福祉総合相談窓口

## 「ひきこもりで悩む家族が集う場所」

開催のご案内

ひきこもりがちな家族がいる方の集う場所です。  
同じ悩みを共有し、気持ちが軽くなることを目的とし、開催しています。お気軽にご参加ください。

日時	10:00～12:00 毎月第2火曜日
定員	10名
参加費	無料(要予約)
開催場所	小金井市社会福祉協議会2階会議室
申込・問合せ先	福祉総合相談窓口



## 地域のちからで「誰もが気軽に集まれる場所(サロン)」を作りませんか？

～活動の主体は地域住民のみなさんです～

地域に住む方が歩いて行ける範囲の公民館や集会所、または個人宅などで、おしゃべりやレクリエーションなど有意義で楽しい時間を過ごし、地域で仲間づくりや近所の輪を広げる活動をしていませんか？

サロンを訪れる方は高齢者や障がい者、子育て中の親子などを想定しており、サロンに参加することで、ひとり暮らしによる孤立・閉じこもりの解消や、悩み・不安の軽減・解消などといった効果が期待されています。活動のはじめ方、運営のことなど、ぜひお気軽にご相談ください。

## ふれあい・いきいきサロン助成事業

助成対象経費	助成限度額	内容
立ち上げ経費	1拠点につき15,000円	サロン活動を開始するための経費。
会場借用料	1回1,000円	サロンの会場を借り上げるための経費。
	1回1,500円(自宅開放型)	会場に定められた借用料が設定されている場合は、上限額内で実費分を助成する。ただし月1回を限度とする。
活動費	1回1,000円	サロン実施時の経費。ただし月2回を限度とし、飲食に係る経費は除くこととする。

相談・問合せ先 福祉総合相談窓口 ☎042-386-0295  
ボランティア・市民活動センター(助成金に関すること) ☎042-387-0011



## 権利擁護センター ふくしネットこがねい

小金井市権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者に対し、市役所等の手続きのお手伝いや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と認知症等で判断力に不安のある方に対し、「成年後見制度」の利用支援を行うセンターです。小金井市権利擁護センターでは、下記のような様々な事業を行っています。

## 相談事業(無料)

センターでは、5つの相談を行っています。

- 1 総合相談
- 2 福祉サービス利用に際しての相談
- 3 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
- 4 成年後見制度の利用相談
- 5 福祉サービスに対する苦情相談

## 成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 6 成年後見制度に関係する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

問合せ 権利擁護センター ☎042-386-0121

## ～軽度の認知症等の方の福祉サービス利用等を支援する～

## 小金井市権利擁護センター「生活支援員・市民後見人養成講座」参加者募集

福祉サービス利用の手続きだけでなく、日常の金銭出し入れなどをサポートする登録制の職員です。支援にあたっては報酬がです。  
生活支援員・市民後見人を養成する講座になります。市民後見人を目指す方も、ぜひご参加ください。

申込受付 8月15日(月)から

申込先 TEL:042-386-0121

回	開催日	内容	講師名	備考	回	開催日	内容	講師名	備考
1	8月30日(火) 9:30 ～ 12:00	・はじめに 9:30～9:40 ・講義 ① 9:40～10:40 「地域福祉権利擁護事業とは」 東社協動画配信(56分) ・講義 ② 10:50～12:00 権利擁護の意義 ～成年後見制度と 地域福祉権利擁護事業を通して～	小金井市 社会福祉協議会 地域支援係長 石塚勝敏	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室	5	9月7日(水) 10:00 ～ 12:00	生活保護制度の概要	小金井市福祉事務所	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室
2	8月30日(火) 13:30 ～ 15:30	認知症高齢者の理解と対応	小金井にし 地域包括支援センター 相談員 高橋美樹氏	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室	6	9月7日(水) 13:30 ～ 15:30	対人援助の方法	小金井ひがし 地域包括支援センター 管理者 高橋徹氏	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室
3	8月31日(水) 10:00 ～ 12:00	精神障害者の理解と対応	地域生活支援センターそら ソーシャルワーカー 赤濱氏、金塚氏 渡邊氏	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室	7	9月8日(木) 9:30 ～ 12:00	・講義 ① 9:30～10:10 「生活支援員の役割と具体的業務」 東社協動画配信(38分) ・講義 ② 10:10～10:30 「生活支援員の具体的な活動」 東社協動画配信(16分) ・講義 ③ 10:40～11:45 「小金井市権利擁護センターにおける 生活支援員の活動と支援内容」 ・修了証授与、事務連絡 11:45～	小金井市 社会福祉協議会 専門員 武井由紀子	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室
4	8月31日(水) 13:30 ～ 15:30	知的障害者の理解と対応	社会福祉法人 小金井せくら会 事務局長 吉岡博之氏	小金井市 社会福祉協議会 2階AB会議室					

## 新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ 特例貸付を実施

申込にあたって ・必ず事前にお電話でご相談ください ・原則、郵送による申請となります

・新型コロナウイルス罹患された方や濃厚接触の可能性がある方は、ご相談の際お伝えください

申込・問合せ先 地域福祉係 ☎042-386-0294

※受付締切 8月末(予定)

## 【緊急小口資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額	20万円以内	■据置期間	令和5年12月末まで
■償還期限	2年以内	■貸付利率	無利率
■連帯保証人	不要		

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

※今回の特例措置では新たに、償還(返済)時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとなっています。

## 受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんをお持ちの一定所得以下の世帯に  
学習塾等受講料、高校・大学等受験料の貸付を行っています。

今年度の申請受付は 令和5年2月3日(金)まで

東京都では、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を目的に、受験生チャレンジ支援貸付事業を行っています。

## 【総合支援資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額	・(二人以上)月20万円以内 ・(単身)月15万円以内	貸付期間	原則3ヶ月以内
■据置期間	令和5年12月末まで	■償還期限	10年以内
■貸付利率	無利率	■連帯保証人	不要

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

学習塾等受講料貸付金	高校受験料貸付金	大学受験料等貸付金
中学3年生・ 高校3年生等 200,000円以内	27,400円(上限) 1校あたり 23,000円・4回まで	80,000円(上限) (回数や1回あたりの 上限の定めなし)

※貸付対象となる学校へ入学した場合等、申請により返済が免除されます。

問合せ 地域福祉係 ☎042-386-0294